

札幌市市税事務所設置条例の一部を改正する条例案

令和7年（2025年）2月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市市税事務所設置条例の一部を改正する条例

札幌市市税事務所設置条例（平成22年条例第9号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条中「及び個人の道民税」を「並びに個人の道民税及び森林環境税」に改める。
- (2) 第2条第1項の表中「札幌市中央区北2条東4丁目」を「札幌市中央区南3条西11丁目」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

（理 由）

中央市税事務所を移転する等のため、本案を提出する。